

徳島県環境審議会総会
平成15年度第1回会議 会議録

1 日 時
平成15年8月27日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所
徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

< 委員 > 委員40中30名出席

(1号委員：学識経験者、50音順、敬称略)

井口利枝子委員、池田早苗委員、平山晃千委員、岩崎正夫委員、大西仁委員、中央子委員、喜多知子委員、鎌田磨人委員、際田弘志委員、近藤光男委員、篠崎佐千代委員、瀬尾規子委員、曾良寛武委員、寺戸恒夫委員、中村英雄委員、原谷明委員、藤岡幹恭委員(副会長)、藤村知己委員(副会長)、三好保委員(会長)、竹内久委員、本久ミドリ委員、森本初代委員、山内美登利委員、山城弘司委員、山根和美委員、吉田フクエ委員

(2号委員：、50音順、敬称略)

安友清委員

(3号委員：、50音順、敬称略)

市原信男委員、萩尾憲三委員(代理)、安富裕二委員

(事務局)

飯泉県知事、佐藤県民環境部部長、中川県民環境部環境局長、ほか

(会議次第)

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 審議会の運営について

・ 部会長の指名(鳥獣部会)

(2) 徳島県環境基本計画(仮称)のあり方について

・ 計画の中間とりまとめについて

・ 県民意見の募集等の実施について

(3) その他

4 閉 会

会議資料 1 徳島県環境基本計画のあり方に関する中間的な整理について(案)
2 県民意見の募集等の実施について

(議事概要)

1 開 会

(事務局)

定刻がまいりましたので、ただ今から徳島県環境審議会を開会いたします。

・ 事務局から、本日の出席委員は30名で、当審議会員数40名の過半数を超えており、審議会運営規程第6条第2項の規定により、会議の成立を報告した。

2 あいさつ

(飯泉県知事)

本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。また、委員の皆様方におかれましては、日ごろから本県の環境行政をはじめ県政全般に大変ご尽力を賜りまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様には充分ご存知のことと思いますが、最近では循環型社会の構築、さらには地球温暖化への積極的な対応、これらが大きな課題として環境行政の中で求められてきております。

このため、県では環境施策の新しい方向性として環境基本計画の策定を目指し、昨年11月に、当審議会に「計画のあり方」につきまして諮問をさせていただいているところであります。本日は、これまでの環境政策部会における専門的かつ幅広い視野での検討を踏まえ、「計画のあり方に関する中間的な整理(案)」についてご審議をいただくことになっております。

私は、今回の選挙にあたり7つの公約を掲げ、その中の1つとして「環境首都とくしま」を掲げております。環境施策だけでなく、県政のあらゆる施策を環境という視点を取り入れ、さらにこの素晴らしい自然環境を守り育てるとともに、戦略的に活用する手法についても取り組んでいければと考えております。今回の計画、そして「環境首都」については、単なる行政の手法ではなく、県をあげて県民、企業、行政の三位一体で取り組むべき県民運動として取り組んでいただきたいと考えています。

そういう意味でも、今回の計画は「環境首都とくしま」の実現に向けた具体的な青写真であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議 題

(以後は、会長が議事を進行)

(1) 審議会の運営について

・部会長の指名(鳥獣部会)

(会長)

鳥獣部会長の水野委員が辞職されたため、徳島県環境審議会運営規程に基づき新しい部会長を選任したい。部会長の指名は、環境審議会設置条例第5条3項の規定により会長が指名することとなっており、自然生態系の専門家である鎌田委員にお願いしたいと思う。

(鎌田委員)

了解した。

(会長)

それでは、鳥獣部会長の職務代理者は鎌田部会長に指名していただきたい。

(鳥獣部会長として、鎌田委員が指名・承認された。)

(2) 徳島県環境基本計画(仮称)のあり方について

計画の中間とりまとめについて

(会長)

「徳島県環境基本計画のあり方」については、昨年11月の総会において環境政策部会に付議し、同部会における熱心な審議により、このたび中間的な整理(案)がとりまとめられている。環境政策部会長よりご報告いただき審議を行いたい。

(部会長)

環境政策部会では昨年11月から5回、小委員会を2回行い、中間とりまとめとしてまとめた。まず、ポイントを説明したい。

これまで徳島県では、環境基本条例の制定前に策定した徳島環境プランを、環境基本条例で規定する「基本計画」として取り扱ってきたが、環境基本条例の制定前にすでに計画を作って取り組んでいたという意味では、他の都道府県より進んだ取組を行ってきたと思う。現行プランは、基本的には大きな変更の必要性はないと考えており、環境政策部会では、今日の環境情勢に合わせてとともに将来を見据えた取組を盛り込んで現行プランをさらに強化するという姿勢で議論を進めてきたところである。

さて、計画の基本的な事項として、計画の目的には環境基本条例の前文で目的として掲げている「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現することとし、計画期間は、21世紀の第1四半期である2025年頃を見据えつつ概ね10年間とした。これは、基本計画として10年以上先のことはあまりにも不透明であること、3～5年以下では何度も計画を作る必要があることなどを考え常識的な期間とした。

また、計画において目指すべき将来の環境像は、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を基本とし、2025年頃を見据えた将来の環境像のイメージを、県民の生活という視点から4つの「暮らし」で締める言葉で整理した。さらに、その実現に向けた5つの長期的目標を設定するとともに、その達成に向けた取組を進める際に配慮すべき5つの視点も併せて示した。

施策展開については、6つのテーマの重点プログラムと環境分野全般に渡る主要施策を設定した。

重点プログラムとして6つのテーマを採用した理由であるが、テーマ1～4は自治体共通の重要課題であるが、ある意味でどの自治体の計画にも入っているテーマともいえる。ただし、テーマ1の「水」は徳島らしさのひとつであり将来の世代に引き継ぐべき環境であること、テーマ5の「人づくり・地域づくり」は環境保全に向けて協働で取り組む視点を計画に盛り込むためであり、このような形で強調する計画は他にはあまりないのではないかと思う。そして、「農業」に焦点を当てたテーマ6は環境基本計画としては特異ともいえるが、徳島は農業県であること、農業と環境の関係は重要であるとともに環境と経済の両立が必要であること、環境を守る農業生産方法は安全・安心な食品を供給し、その農作物を多くの県民、あるいは周辺府県に食べてもらいたいことなどから、徳島の環境を守る農業が持続的に発展するよう重点プログラムとして位置付けた。他の自治体ではあまり見られない徳島らしいテーマであると考えている。

また、計画策定の一つの流行になっている数値目標の設定については、数値目標を設定する科学的根拠を十分に検討する必要があると、今後、答申までの検討課題とした。

以上が、主なポイントの説明であるが、事務局より詳細な説明をお願いしたい。

(事務局)(資料1説明：省略)

(委員)

資料1の目次には、「第3章施策展開の方向 3 主要施策の推進」の中で「長期的方向」と書かれているが、本文では「長期的目標」と書かれている。統一した方がよい。

(事務局)

目次が間違っているので、「長期的目標」と訂正をお願いしたい。

(委員)

計画については賛成。その上で、具体的に実行する取組として意見を述べたい。今の時代、住民、企業、行政が三位一体となり実行することが基本である。阿波町ではポイ捨て禁止条例を県内最初に制定したが、ごみ問題に子供からお年寄

りまで関心を持ち取り組んでもらえるものとして良かったと考えている。その結果、ポイ捨てがないようパトロールするような活動が広がり、行政もISO14001に取り組むなど環境問題への取組が盛んになった。県民の関心と呼ぶのは地球温暖化問題などではなくごみ問題と思う。県条例は難しいとしても、徳島県内の全市町村がポイ捨て禁止条例を制定しアピールすることによって、多くの県民が環境問題や基本計画について関心を抱き、理解することにつながるのではないかと。

(委員)

資料1の24ページ「2-6資源の循環利用と廃棄物の適正処理」の課題の最後に「中間処理・最終処分場等の処理施設の適切な確保」とあげられており、具体的にどのような施策事業が行われ、どのような施設が確保されるのか議論をお願いしたい。最終処分場は非常に厳しい規制に基づいており、新たな施設の建設が難しくなっている。徳島県でも公共関与で処分場を整備し、最終処分場としての期待は当然大きいと思うが、それぞれの地域条件に基づいて個別に運営されており、全県として総合的・合理的な取組がなされていない。県として総合的な取組が推進されるよう、環境政策部会にて具体的な方策についても検討してもらいたい。できれば、その際に現状説明をさせていただければと思う。

(部会長)

環境基本計画は今後10年間における環境保全の基本的な枠組みを示すものであり、個別の具体的な取組は、環境基本計画の精神を活かし、行政や県民と一緒に考えていけばよいと思う。そのような背景は十分認識しているが、個々の具体事業は環境政策部会での論点ではないと考えている。

(委員)

具体事業についての議論というのではなく、そのような背景も踏まえて具体的な取組の方向を議論をしていただきたいという趣旨で、現実を踏まえず抽象的な表現として書かれることを危惧しているため。部会長は背景も十分に認識されているということでした。

(会長)

環境政策部会では様々な現状認識のもとに議論していると思うが、各委員からも審議に必要な資料があれば事務局にご提供いただき、審議に役立つようご協力いただきたい。

(委員)

自然環境の保全に関しては、今ある豊かな自然環境を守ることが基本だと思うが、最近では「復元」、「再生」という表現が多く用いられるようになった。環境基本計画(中間整理)では、徳島として自然環境の保全に対する基本的な姿勢はどのように示されているのか。

(部会長)

16ページの「テーマ4 豊かな生態系を育む地域づくり」の目標として、「豊かな自然環境を支える生態系を保全・復元・創出」を掲げ、自然環境として生態系を守るという厳しい目標を設けている。これは、保全か再生・復元かという二者択一的な議論ではない姿勢を示していると理解いただきたい。

これは自然環境に限らないが、計画策定の議論において一番中心にあるのは私たちの暮らしを守ることであり、環境の豊かさを守ったために徳島には産業がなくなり働く場所を求めて県外に人が出て行ってしまったのでは意味がない。だから、経済と環境は統合して考えなくてはならず、共生だと思う。

(委員)

環境と経済の両立には賛成だが、いくら経済的な暮らしを守っても人間が生き

る環境が悪化しては困ると思う。現在、様々な開発計画があるが、残っている自然環境は出来るだけ残してほしい。

(部会長)

人の暮らしを守るためにも、自然環境を支える生態系を守らなければならないという厳しい目標を設定した。また、徳島でもこれまで自然環境を破壊してきているわけで、ただ現状を守るだけではなく復元・再生も必要だと思う。

今後は、「生態系を保全・復元・創出する」という理念のもと、行政で個々の事業を検討することになると思う。環境基本計画は、そのための方向性を示すもので、個々の具体事業まで議論するものではない。

(委員)

19ページの「1-1 多様な自然環境の保全とふれあいの創造」の現状では、「ブラックバスなど移入種による地域固有の生態系への影響も懸念されています」と記されており、これは非常に重要な問題だと考えているが、この問題に対する課題や取組が記されていない。例えば、「移入種による生態系への悪影響に対する対策の検討」という表現で盛り込んでもらえばと思う。県としての対策が難しいことは理解できるが、外来種によって本来そこにいる生物が減少してきており、すぐにでも対策に取り組む必要があると思う。

(部会長)

県や市町村として移入種対策にどこまで具体的に取組めるのか、あるいは県民に対してどこまで規制できるかなどを部会で議論した結果、現状には記載するが課題や取組方向としては記載することは困難ということになった。

(委員)

移入種対策が困難であると断言してしまってよいのか。

(部会長)

考えるべき課題はたくさんあると思うが、環境基本計画に全てを漏れなく盛り込むということは難しいのではないかと。県として、今後10年間における重要課題について方向性を示さなければいけない。

(委員)

先ほど生態系を保全・復元・再生するという話が出たが、生態系への悪影響という意味でも移入種対策は重要な課題として、早急に取り組む必要があると思う。

(部会長)

行政や県民運動にも出来ることに限度があり、何でも取り組むのではなく、重要な課題から取り組むことが効果的である。決して重要課題として認識していないのではなく、十分に検討した結果、移入種対策はまだ国レベルで取り組むべき課題であり、県としての具体的な取組を位置付けるのは困難という結論である。

(委員)

動物園にいる動物の多くは輸入されていると思うが、どこの国で生まれた動物なのか戸籍は記されていない。国家間の移動であり国レベルで管理すべきだと思うが、国もまだ十分な取組ができていない。その中で県として取組めるかどうか疑問。審議会での議論を行政は課題として受け止めて、今後何から具体的に取組めるかを検討してもらえれば良いのではないかと。

(委員)

滋賀県ではブラックバス対策など始めている例もあるが。

(委員)

環境政策部会でもその点は話題に上ったが、やはり将来への検討課題として残すことで良いのではないか。

(会長)

移入種問題は10年や四半世紀といった単位で見ようとすると、その間にどう変化するか不確定な要素が多いと思う。環境基本計画の目標期間において議論できるものと議論できない課題が出てくること、そして、議論できないものについては将来の検討課題とするのも致し方ないと思う。

(委員)

移入種問題については課題として入れるべきだと思う。具体的な対策はできなくても、「外来種を環境中に放してはいけない」などの広報は可能ではないか。計画において具体的な対策の盛り込みが困難でも、検討すべき課題として位置付けることは可能ではないか。

(委員)

私も移入種問題は検討課題として入れるべきだと当初は考えたが、条例など法的根拠がない現状で何を検討すべきなのか明確にできないことも問題。ただし、移入種問題が非常に大きな課題であることは間違いないことであり、19ページの課題に記されている「失われたり損なわれたした自然環境の再生」に当たっては、移入種の除去も方策の一つとして必要である。環境基本計画に記しておけば、具体的な対策を検討する際の強い根拠になると思う。

また、現在、県で公共事業に当たっての技術指針の改正が進められており、その中に「外来種は使わない」という内容を盛り込むことは可能だと考えている。環境政策の基本的方向性として示すことが難しくても、具体的な事業で対応が可能であればそれでも良いと思う。

(部会長)

環境基本計画に記されていないとできないわけではない。今後10年、20年先までの環境保全に関する様々な基本的考え方が記されており、それらを踏まえて、県が具体的な取組を検討し、実行してもらえば良い。個別具体の事業を全て記さなければいけないというものではないと思う。現在の案にも移入種は除く方が望ましいことは十分に含まれていると思う。

(委員)

環境首都とくしまを掲げ、この計画の理念を全て実行していくには、多大な人材と予算が必要。従来は、公共事業において環境配慮を実施してもらいたくても「予算が無い」という説明をされることが多かった。環境保全には予算がかかるものであり、財源確保をしっかりとしなければ予算がだんだん減ってしまうのではないかと不安を感じる。

また、環境保全への予算も税金から捻出されるのであり、そのためには県民の理解が必要であって、環境保全の予算がどのような状況なのか情報発信が重要となる。県民にも判りやすいように工夫した情報発信、広報を行うべきである。

県のホームページも、そうした点は判りにくいと思う。

(部会長)

環境保全の予算については、その定義によって増減するし、環境という名称が付いている事業だとしても、必ずしも環境保全に貢献しているかは判らない。実際、どのような事業で、環境保全にどのような貢献があったかを検証しなくては、正しい情報発信はできない。また、環境保全には予算が必要とはいうが、県民の心がけ次第で取組は進むと思う。例えば、地球温暖化対策で二酸化炭素排出量を6%減らそうとしても、これは予算をいくらかけても実現しない。県民一人ひと

りが生活の中で省エネルギーに取り組むことが重要である。このような取組を促進するために予算が必要である。

(会長)

それでは、他にご意見、ご質問がなければ、今回の環境政策部会から報告があった中間整理案を環境審議会として了承してよいか。

(全委員)

意義なし。

(徳島県環境基本計画のあり方に関する中間的な整理について、環境審議会として了承された。)

県民意見の募集等の実施について

(会長)

今回の「中間整理」では、計画の基本的な事項や施策展開の方向性について整理しているが、これを用いて環境審議会として幅広く県民の意見等を聴く必要があると思う。そこで、事務局で県民意見等の募集に関し実施時期や方法など基本的考え方を整理しているので、説明をお願いしたい。

(事務局)(資料2説明：省略)

(会長)

県民意見の募集については、出来るだけ県民に判りやすい方法で実施するよう努力したいと思うが、この内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(全委員)

意義なし。

(会長)

県民意見の募集等の実施については、事務局で整理された方向で進めるものとし、詳細については会長、環境政策部会長にご一任をお願いしたい。

(全委員)

意義なし。

(県民意見の募集等の実施の考え方、及び、実施の詳細について会長、環境政策部会長へ一任することが了承された。)

(3) その他

(事務局)

今後の審議スケジュールとしては、県民意見の募集実施後、意見等を踏まえながら環境政策部会において今後の検討課題等を審議していただき、最終答申案として年内を目途にとりまとめていただければと考えています。

また、総会に引き続き鳥獣部会を開催するので、鳥獣部会委員には引き続き出席をお願いします。

(会長)

それでは、本日の議事はこれで終了します。

4 開 会

(飯泉県知事)

長時間にわたりご審議をいただきまして本当にありがとうございました。

今、事務局からご説明申し上げたように、9月中旬実施予定のパブリックコメントをはじめ、県民に判りやすい方法で取り組んでいきたいと思えます。ホームページにつきましても、工夫をしておりますが、まだまだ努力すべき部分もあるので、見出しを付け判りやすくするなど、県民の皆さんにより判りやすい県政を目指して努力をして参りたいと考えております。

今後、審議会の皆様には、重点プログラムや主要施策の具体的な取組、あるいは目標、計画の進行管理計画と引き続きご審議いただく項目が残っておりますが、最終の答申に向けて精力的なご審議をいただければと考えております。

県としましては、いただきました答申を最大限に踏まえ、行政計画としてまさに血の通ったものとして取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、徳島県環境審議会総会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。